

【資料1】

【協議】災害時連携病院の指定について

災害時連携病院について

役割

- 災害時に重症患者を受け入れる災害拠点病院と連携を図りながら、中等症患者や容態の安定した重症患者を受け入れる。
- 災害拠点病院のない秩父医療圏においては、重症者を域外に搬出しつつ、支援に入るDMATと連携しながら患者受け入れの拠点となる。

指定の状況

- 令和3年度に10病院、令和4年度に8病院、令和5年度に3病院、令和6年度に6病院指定。
現在27病院。

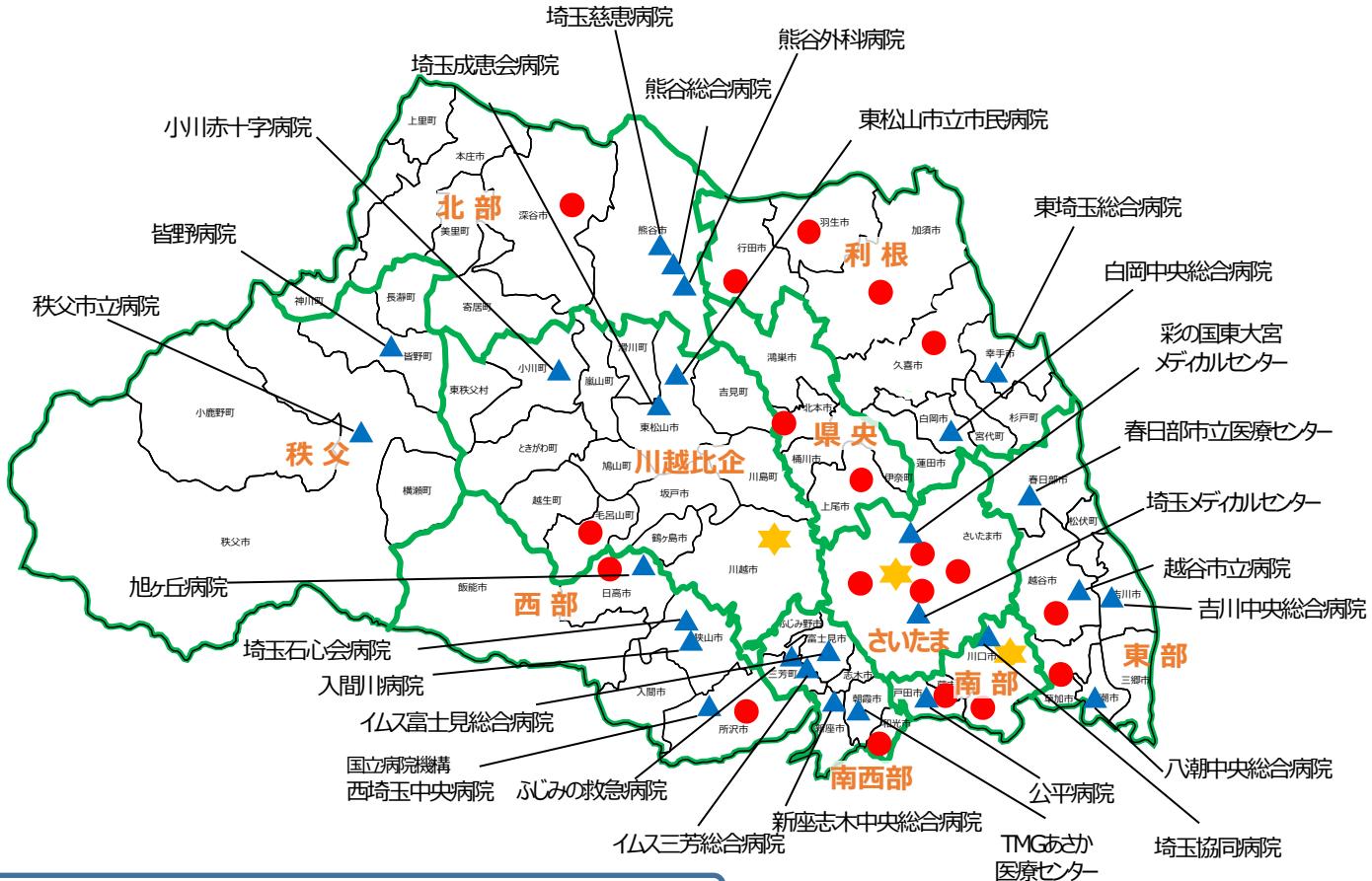
目標

- 県の5か年計画において、令和8年度末までに35病院を指定する目標を設定。
- 第8次埼玉県地域保健医療計画において、令和11年度末までに40病院を指定する目標を設定。

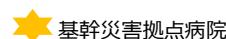
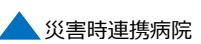
令和7年度 指定申請のあった病院

No.	病院名	所在地	医療圏
1	上福岡総合病院	ふじみ野市	南西部医療圏
2	三郷中央総合病院	三郷市	東部医療圏
3	関越病院	鶴ヶ島市	川越比企医療圏
4	赤心堂病院	川越市	川越比企医療圏
5	所沢美原総合病院	所沢市	西部医療圏

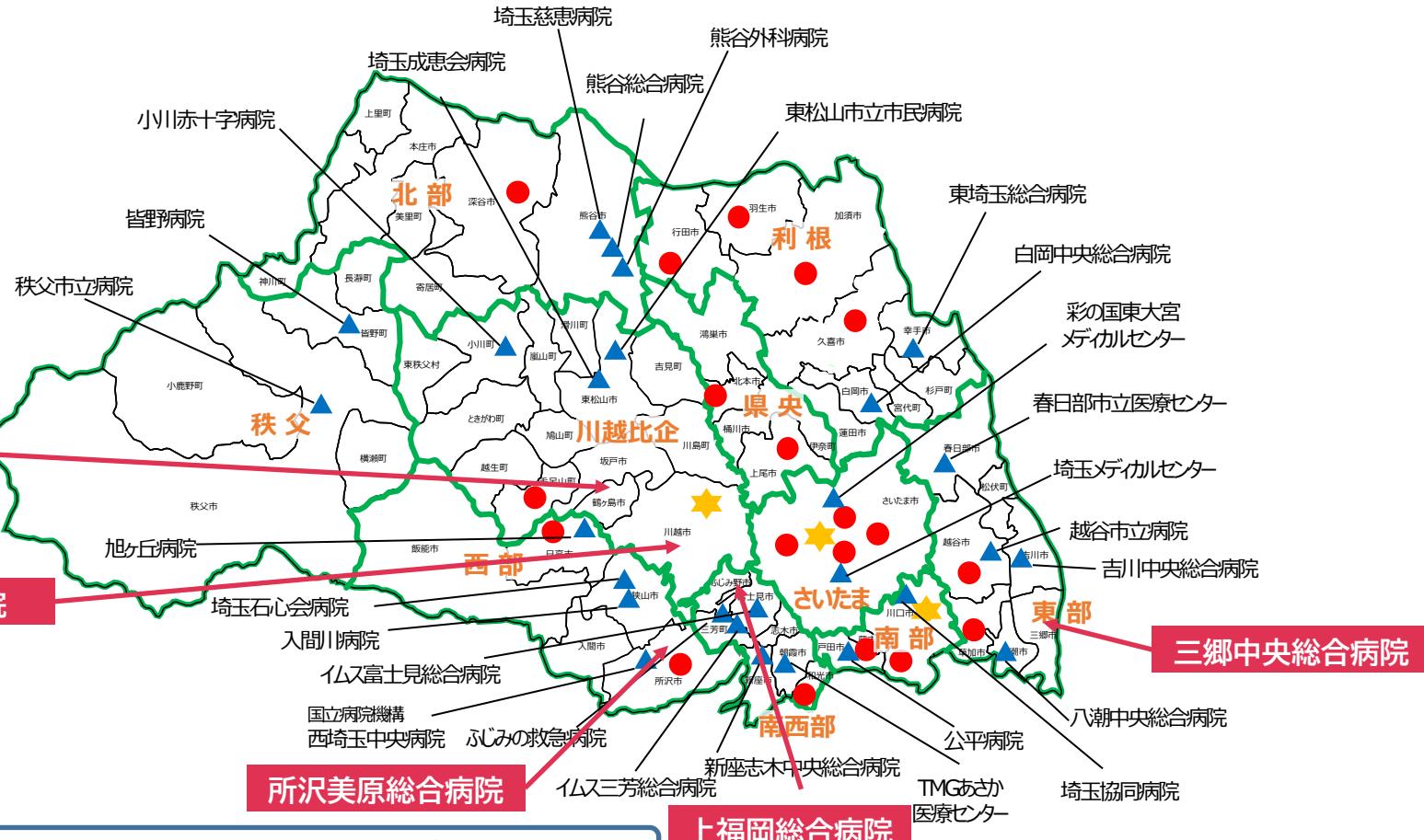
災害時連携病院 27病院



第二次保健医療圏



災害時連携病院 27病院+5病院



災害時連携病院に求められる主な機能や施設・設備等

- ✓ 災害拠点病院のある二次保健医療圏においては、災害拠点病院と連携し中等症患者や容態の安定化した重症患者の受入がされること。
- ✓ 災害発生時に被災地内の傷病者等の受入及び搬出を行うことが可能な体制を有する。
- ✓ 被災想定や連携する災害拠点病院の災害時の患者受入能力等、地域の実情に応じた患者受入体制の充実に努める。
- ✓ 埼玉地域D M A Tを1チーム保有する。
- ✓ 災害発生時に他の医療機関のD M A Tや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整える。
- ✓ 第二次救急医療機関である。
- ✓ 業務継続計画（B C P）を整備する。
- ✓ 整備されたB C Pに基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施するとともに、地域の災害拠点病院等との定期的な連携訓練を実施する。
- ✓ 災害時に医療機関としての機能を維持するため自家発電機等を保有する。
- ✓ 災害時の診療に必要な水を確保する。
- ✓ 衛星電話などの、衛星通信を用いた通信手段を保有する。
- ✓ 食料、飲料水、医薬品等について3日分程度を備蓄する。